

○「いきいき かわまた」男女共同参画社会づくり顕彰実施要綱

平成28年10月3日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川俣町男女共同参画推進条例（平成15年川俣町条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、男女共同参画に関する理解の促進と、その取り組みの普及のため、町が実施する顕彰制度について、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

第2条 町長は、条例第3条に規定する基本理念の実現のため、積極的に取り組む者又は他の模範となる取組みを推進する者等について、次の区分により顕彰する。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、仕事や家事を協力して分担し、互いを支えあう夫婦
- (2) 家庭内で、家事、育児、介護に積極的に取り組み、家族を支える男性
- (3) 地域社会や、企業等において、責任ある立場で活躍する女性
- (4) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、仕事や家事を協力して分担し、支えあう家族
- (5) その他、条例第3条に定める基本理念の実現のため、特に功績のあった個人

2 前項各号に定める顕彰の区分の呼称は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に定める被顕彰者 「いきいき ナイス・パートナー」
- (2) 前項第2号、第3号及び第5号に定める被顕彰者 「いきいき ナイス・パーソン」
- (3) 前項第4号に定める被顕彰者 「いきいき ナイス・ファミリー」

(募集)

第3条 被顕彰者の募集は、「いきいき かわまた」男女共同参画社会づくり顕彰推薦用紙（様式第1号）により、町長が定める期間、企画財政課で受け付ける。

(選考)

第4条 選考の方法等については、別に定めるところにより行うものとする。

2 選考のために必要があるときは、推薦者又はその関係者等に対して、聞き取りな

どの調査を行うものとする。

(顕彰)

第5条 町長は、選考の結果、顕彰を決定したときは、賞状及び記念品を授与する。

2 町長は、選考の結果、顕彰に当たらないことを決定したときは、理由を付してその旨を通知する。

(その他)

第6条 本顕彰制度の実施に当たっては、国が定める「男女共同参画週間」に配慮のうえ、行うものとする。

2 本顕彰制度に係る取り組みにより、その他の表彰規程等の対象となる者又は既に表彰された者は、本顕彰制度の対象からは除く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

(「いきいき かわまた」男女共同参画社会づくり表彰実施要綱の廃止)

2 「いきいき かわまた」男女共同参画社会づくり表彰実施要綱（平成26年川俣町告示第37号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により表彰されたものは、この要綱の相当規定により顕彰されたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

「いきいき かわまた」男女共同参画社会づくり顕彰 推薦用紙

○推薦区分

☐	いきいき ナイス・パートナー	（夫婦）
☐	いきいき ナイス・ファミリー	（家族）
☐	いきいき ナイス・パーソン	（個人）

○顕彰制度の候補者（被推薦者）

候補者氏名	○選考等に関して、町の調査があることに同意します。
住 所	〒
電話番号	（ ） —
取組み状況 （又は推薦 する取組内 容）	

年 月 日

以上のとおり、「いきいきかわまた」男女共同参画社会づくり顕彰の候補者を推薦いたします。

○推薦者

推 薦 者 氏 名	
推 薦 者 住 所	
電 話 番 号	